

# ファイナンシャル プランナーに



— 知っていたらちょっと得する家造り —

# 聞く

Vol.5

「住宅  
ローン減税」

について

ASK a FINANCIAL PLANNER

家造り際には、分からない事やちょっとした困難に直面することがあります。そこで、知っていればちょっと得をする方法や、今さらこんな事聞けないけど…というお話をファイナンシャルプランナーに解説して頂きます。

## 今月の Question

住宅ローン減税について教えてください。



## Answer

住宅ローン減税とは、住宅ローンで家を購入、新築、増改築された方に適用される税金の還付制度です。

一定の条件を満たせば、**10年間にわたり還付が受けられます**ので、住宅取得予定者の魅力のひとつです。

ただし、**年間の所得税額+97,500円(住民税の上限)が上限**になりますのでご注意ください。また、給与所得者も初年度だけは**確定申告**が必要です。次年度以降は、**年末調整のみで減税**が受けられます。初年度は、源泉徴収票が発行されたら年明け早々でも申告できますので、早めに税務署へ。

(住宅ローン控除のみの場合)一般の確定申告が始まると会場がすごく混みますので、**2月15日**までに申告しましょう。

### 適用条件

1. 10年以上のローンであること。
2. 年間合計所得が 3,000 万円以下であること。
3. 床面積が 50 m<sup>2</sup>以上の住宅であること。
4. 取得した日から 6 カ月以内に入居し、控除を受ける年の 12 月 31 日まで居住していること。
5. 入居した年、その前後 2 年以内に居住用財産の 3,000 万円特別控除などの措置を受けていないこと。
6. 店舗併用住宅の場合は、居住用部分の床面積が半分以上であること。



セナの

## 家造りサポーターになりたい!

FP(ファイナンシャルプランナー)を目指してアシスタント修行中の私、セナが、家造りの初歩の初歩の疑問をひとつひとつ解決します!



Q 確定申告の時には、何を用意したらいいんでしょうか。

A 以下の書類を税務署にお持ちください。

- |                |                   |        |
|----------------|-------------------|--------|
| ①住民票の写し        | ③土地・家屋の契約書のコピー    | ⑤源泉徴収票 |
| ②土地・建物の登記事項証明書 | ④借入金年末残高証明書(銀行発行) |        |

以上の必要書類を持って税務署の窓口に行き、担当の職員の方に書類の書き方を確認してください。忘れ物などがなければ、1回で済ませることが出来ますよ。